

大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和まほろば相撲連絡協議会規約（以下「規約」という。）に掲げる目的を達成し、相撲に関連する商品の開発等を行う事業者を支援するため、当該事業者が開発に要する費用に対し、予算の範囲内で大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人（役員を含む。）又は個人事業主とする。

- (1) 葛城市・香芝市・桜井市（以下「3市」という。）のいずれかに事業所の所在地を有すること。
- (2) 3市において、市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）を滞納していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定の事業に該当する営業を行う者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当する者
 - ウ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、相撲に関連する新商品や特産品の開発または既存商品の改良を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 交付決定前にすでに実施している事業
- (2) 法令に違反する事業又はそのおそれがある事業
- (3) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (4) 国または地方公共団体等の公的補助金等を受けている事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。但し、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額とする。

- (1) 原材料及び消耗品費
- (2) 機械装置の購入又は借用に要する経費

- (3) 工具器具の購入に要する経費
- (4) 設計、デザイン、加工及び性能検査等外部への委託に要する経費
- (5) 産業財産権の導入に要する経費
- (6) 専門家謝金その他の技術指導の受入れに要する経費
- (7) その他規約に定める大和まほろば相撲連絡協議会会長（以下「会長」という。）が
適当と認める経費

（補助率及び補助限度額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、上限を10万円とする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象事業の期間は、会長が別に定める期間とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 許可、認可等を証する書面の写し（許可、認可等を必要とする業種に限る）
- (3) 法人については登記事項証明書、個人事業主については住民票の写し
- (4) 収支予算書（別紙2）
- (5) 事業所所在地の市税の滞納がないことを証する書類
- (6) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 会長は、前条の規定による補助金の交付の申請のあったときは、その内容を規約で定める幹事会にて審査し、交付が適当と認める申請者に対して、補助金の交付を決定し、大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（変更等の手続）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金変更申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがない軽微な変更を除く。軽微な変更は、補助対象経費の20%以下の増減（補助金の額

に変更のないものに限る。)とする。

- 2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更が適当と認める補助事業者に対して、大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金変更承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助対象事業の検査等）

- 第10条 会長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査をおこなうことができる。

（実績報告及び交付すべき額の確定）

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から30日以内又は当該会計年度の2月28日のいずれか早い日までに大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金実績報告書（第6号様式）に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書（別紙3）
- （2）支払を証する書類の写し
- （3）販売またはサービスの提供を開始したことがわかる書類
- （4）その他会長が必要と認めるもの

- 2 会長は、前項の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容の審査及び調査等により、交付すべき補助金等の額を確定し、大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金交付金額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

- 第12条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、大和まほろば相撲連絡協議会相撲関連商品開発補助金請求書（第8号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により請求を受けた場合には、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の取り消し及び返還）

- 第13条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （3）その他会長が不適切と認めたとき。

- 2 会長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理）

- 第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにする帳簿及び証拠書類を整理し、補助対象事業の完了の日から起算して5年を経過した日

の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産を、会長の承認を受けないで、補助金交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、または担保してはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。